徳島県若者ケアラーに関する実態調査・分析事業に係る企画・運営業務
企画提案募集要項

１　業務の概要

（１）業務名　　徳島県若者ケアラーに関する実態調査・分析事業に係る企画・運営業務

（２）目的

県民向けにヤングケアラーに関する調査を実施し、今後の支援施策等の検討を行う基礎資料とするとともに、ヤングケアラーの広報啓発を図ることで、本県のヤングケアラー支援を推進する。

（３）実施方法

本事業は公募型プロポーザル方式により適切に事業を実施できる事業者を選定して、委託することにより実施する。

（４）業務内容

委託業務仕様書のとおり

（５）委託期間

契約締結の日から令和８年３月３１日まで

（６）委託料上限額

２，７００千円（消費税及び地方消費税を含む。）

２　参加要件等

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

ア　地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当しない者。

イ　役員（法令の監査及び監事を含む。）のうちに、次に該当する者がいないこと。

（ａ）民法に規定する制限能力者（未成年者，成年被後見人，被保佐人及び第16条第1項の審判を受けた被補助人をいう。）

（ｂ）破産者で復権を得ない者

（ｃ）禁錮以上の刑に処せられ，その刑の執行を終わり，又はその刑の執行を受けることがなくなった日から２年を経過しない者

ウ　徳島県物品等に係る指名停止等措置要綱に基づく指名停止又は指名回避の措置の対象となっていない者。

エ　過去２年以内に国又は地方公共団体から本事業と同種・類似の業務に係る受託実績がある者。

オ　会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく民事再生手続開始の申立て又は破産法（平成１６年法律第７５号）に基づく破産手続開始の申立てを行っていない又は申し立てがなされていない者及びこれらの手続中でない者。

カ　法人税、法人事業税、法人県民税、地方法人特別税、消費税及び地方消費税並びに延滞金等を滞納していない者。

キ　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員（同条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

ク　特定の宗教活動や政治活動を主たる目的とする者、公序良俗に反する等適当でないと認められる者でないこと。

３　参加表明書の提出について

企画提案への参加を希望する者は、企画提案参加表明書（様式第１号）に必要書類を添付の上、３（２）まで提出すること。

（１）受付期間

令和７年１０月１７日（金）から１０月２７日（月）１７時まで。

（２）受付場所

徳島県こども未来部男女参画・青少年課　子ども・若者総合相談センター

〒770-8055　徳島市山城町東浜榜示1-1　アスティとくしま２階

パークテレコメディア事務室内

電話番号　　０８８－６２５－６１６６

ファクシミリ番号　　０８８－６２６－６１８９

電子メールアドレス　danjosankakuseisyounenka@pref.tokushima.lg.jp

（３）提出方法

メール又は郵送（書留郵便若しくは配達証明）とする。

※持参する場合は、３（２）まで電話により連絡してから来庁すること。

４　企画提案書の受付について

企画提案書（様式第２号）に必要書類を添付の上、３（２）まで提出すること。

（１）提出部数

６部

（２）提出期限

令和７年１１月１２日（水）１７時必着

（３）提出方法

持参、メール又は郵送（書留郵便若しくは配達証明）とする。

持参する場合は、３（２）まで電話により連絡してから来庁すること。

５　質問の受付

（１）受付期限

質問は、企画提案書、仕様書及び手続きに限るものとし、令和７年１０月２７日（月）正午必着とする。

（２）提出方法

質問は、質問書（様式第３号）により行うものとし、３（２）まで電子メール(件名を「徳島県若者ケアラーに関する実態調査・分析事業に係る企画・運営業務質問」とすること。)により提出するものとする。

また、質問書を提出した場合は、必ず、３（２）まで電話により連絡すること。

（３）質問に対する回答

令和７年１０月２９日（水）までに全ての参加表明書提出者に対し電子メールにより回答する。

6　応募に際しての注意事項

（１）失格又は無効

以下のいずれかの事項に該当することが判明した場合、失格又は無効となる。

ア　審査の公平性に影響を与える行為があった場合

イ　参加要件を満たしていない場合

ウ　提出書類に虚偽の内容を記載した場合

エ　見積金額が委託料上限額以上であった場合

オ　本要項に違反すると認められた場合

カ　提案者による業務履行が困難であると判断された場合

キ　その他不正な行為があったと県が認めた場合

ク　提出期限までに４に定める企画提案書の提出がない場合

（２）その他

ア　応募は１提案者につき１件とする。

イ　書類の作成はＡ４縦版横書きとし、フォントは１１ポイント以上で作成すること。なお、必要に応じて、表、写真等を用いた補足資料を添付することができるが、できる限り簡潔なものとすること。

ウ　書類等の作成に用いる用語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成４年法律第５１号）に定める単位に限る。

エ　提出された企画提案書は、原則として提出期限後の訂正、追加、差替及び再提出は認めない。

オ　選定結果にかかわらず、応募にかかる全ての経費は、提案者の負担とする。また、提出された企画提案書等の書類は、返却しない。

カ　原則として、本業務の全部又は一部を第三者に委託し又は請け負わせてはならない。ただし、業務を効率的に行う上で必要と認められる場合、事前に県の承諾を得た上で、業務の一部を委託することができる。

キ　委託業務により知り得た秘密は、他者に漏らさないこととする。

ク　本事業は、こども家庭庁の児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金を活用しており、当該交付金の交付決定がされない場合は、当該委託契約の全部又は一部を解除する場合がある。

7　審査及び選定方法

（１）選定方法

徳島県が別に設置する選定委員会において、書面による審査で最優秀提案者を選定する。

（２）選定基準

選定委員会は「審査基準」（別添２）に基づき審査する。

（３）審査結果の通知及び公表

審査の結果は、全ての企画提案者に文書で通知するとともに、最優秀提案者の名称等を県ホームページ上で公表する。なお、審査の経緯については公表しない。

8　契約締結

（１）契約方法

公募型プロポーザル方式による随意契約とし、選定委員会で選定された最優秀提案者と

契約締結の協議を行い、見積書を徴して契約を締結する。この協議は、企画提案の内容を脱しない範囲内での内容の変更の協議も含む。協議が不調のときは、７により順位付けられた上位の者から順に契約の締結の協議を行うこととする。

（２）契約保証金

契約保証金は免除する。

９　その他

本事業の実施に当たっては、本事業仕様書及び募集要項、委託契約書、徳島県契約事務規則の他、別に定める規程等を遵守すること。